

静銀サービス金庫規定の改定および継続残高証明書発行規定、定額自動送金規定の新設について

解約に関する取扱いの明確化等を目的に、下記のとおり、静銀サービス金庫規定を改定します。また、これまで申込書面等にて取扱い方法を記載していた「継続残高証明書」、「定額自動送金」の2サービスについても、取扱を明確化するため、新たに規定として制定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 制改定日 2023年2月1日(水)

2. 改定内容 (改定箇所赤記)

■静銀サービス金庫規定

改定前	改定後
<p>1. (利用目的) この静銀サービス金庫（以下「サービス金庫」という。）は、当行における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。</p> <p>2. (契約期間等) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する1月末日あるいは7月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から6ヶ月間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>3. (使用料) <u>(1) 基本料金</u> 基本料金は、当行所定の金額を以下のとおり本人指定の預金口座から、当行制定の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず普通預金通帳、同払戻請求書または小切手なしに払戻しのうえ充当します。</p> <p>① 基本料金は、毎年2月および8月の10日に契約期間中の6ヵ月分を支払ってください。</p> <p>② 当初契約期間の基本料金は、契約日の属する月を1ヵ月とし、その月から前条の契約期間満了までの月数分を月割計算して、契約日以降最初に到来する10日（当行休業日の場合は翌営業日、以下同じ）に支払ってください。 （1月または7月の10日以降のご契約の場合は、2月または8月の10日に7ヵ月分をお支払いいただくこととなります。）</p> <p>③ 解約時には、解約日の属する月の翌月から契約期間満了までの月数分を</p>	<p>1. (利用目的) 静銀サービス金庫（以下「サービス金庫」という。）は、お客さまからあらかじめ提出いただいた静銀サービス金庫使用契約書（兼サービス金庫管理台帳）（以下「サービス金庫契約書」といい、サービス金庫契約書に基づく契約を以下「この契約」という）に記載の内容にもとづき、当行におけるお客さま名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。</p> <p>2. (契約期間等) この契約の当初契約期間は、サービス金庫契約書に記載の契約日から最初に到来する1月末日あるいは7月末日までとし、契約期間満了日までにお客さままたは当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から6ヶ月間継続されるものとします。継続後も同様とします。</p> <p>3. (基本料金等) (1) サービス金庫の利用にあたっては、お客さま指定の預金口座からの引落により当行所定の基本料金をいただきます。</p> <p>① 基本料金は、毎年2月および8月の10日（当行休業日の場合は翌営業日、以下同じ）に契約期間中の6ヵ月分を支払ってください。</p> <p>② 当初契約期間の基本料金は、契約日の属する月を1ヵ月とし、その月から前条の契約期間満了までの月数分を月割計算して、契約日以降最初に到来する10日に支払ってください。 （1月または7月の10日以降のご契約の場合は、2月または8月の10日に7ヵ月分をお支払いいただくこととなります。）</p> <p>③ 解約時には、解約日の属する月の翌月から契約期間満了までの月数分</p>

改定前	改定後
<p>月割計算し、<u>本人</u>指定の預金口座に戻します。なお、2月または8月の9日までに<u>ご解約</u>の場合は1ヵ月分をお支払いいただきます。また、基本料金をお支払いいただいていない場合には返戻しません。</p>	<p>を月割計算し、お客さま指定の預金口座に戻します。なお、2月または8月の9日までに<u>ご解約</u>の場合は1ヵ月分をお支払いいただきます。また、基本料金をお支払いいただいていない場合には返戻しません。</p>
<p>(2) 入金帳代金 当行所定の入金帳交付時に当行所定の入金帳代金を支払ってください。入金帳代金は解約時に返戻しません。</p>	<p>(2) 前項の基本料金については、当行制定の普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず普通預金通帳、同払戻請求書または小切手の提出は受けず、当行所定の方法により処理します。</p>
<p>(3) 基本料金および入金帳代金は諸般の事情により変更することがあります。変更後の基本料金は変更後最初に到来する契約期間より適用します。</p>	<p>(3) 当行所定の入金帳交付時に当行所定の入金帳代金を支払ってください。入金帳代金は解約時に返戻しません。</p>
<p>(4) 基本料金および入金帳代金は諸般の事情により変更することがあります。変更後の基本料金は変更後最初に到来する契約期間より適用します。</p>	<p>(4) 基本料金および入金帳代金は諸般の事情により変更することがあります。変更後の基本料金は変更後最初に到来する契約期間より適用します。</p>
<p>4. (利用方法)</p>	<p>4. (利用方法)</p>
<p>(1) このサービス金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、サービス金庫入金帳とともに当行所定の入金鞆（以下「入金鞆」という。）に入れ、その入金鞆を施錠のうえサービス金庫に投入してください。なお、入金帳綴込の入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。</p>	<p>(1) サービス金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、サービス金庫入金帳とともに当行所定の入金鞆（以下「入金鞆」という。）に入れ、その入金鞆を施錠のうえサービス金庫に投入してください。なお、入金帳綴込の入金伝票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。</p>
<p>(2) 入金鞆を投入したのちは、サービス金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。</p>	<p>(2) 入金鞆を投入したのちは、サービス金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。</p>
<p>5. (預金への受入処理)</p>	<p>5. (預金への受入処理)</p>
<p>(1) このサービス金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、原則として翌銀行営業日に当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、受入金額を確認してください。</p>	<p>(1) サービス金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、原則として翌銀行営業日に当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、受入金額を確認してください。</p>
<p>(2) 前項での取扱いにあたり、入金帳綴込の入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行はその責任を負いません。</p>	<p>(2) 前項の取扱いにあたり、入金帳綴込の入金伝票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行はその責任を負いません。</p>
<p>6. (入金鞆等の返却)</p>	<p>6. (入金鞆等の返却)</p>
<p>入金鞆ならびに入金帳は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。</p>	<p>入金鞆ならびに入金帳は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。</p>
<p>7. (鍵の保管等)</p>	<p>7. (鍵の保管等)</p>
<p>(1) 投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉鍵カード）は本人が保管し、その鍵（またはカード）を使用してサービス金庫扉の開閉を行ってください。</p>	<p>(1) 投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉鍵カード）はお客さまが保管し、その鍵（またはカード）を使用してサービス金庫扉の開閉を行ってください。</p>
<p>(2) 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金鞆の開閉に使用します。</p>	<p>(2) 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵はお客さまが、副鍵は当行が保管し、入金鞆の開閉に使用します。</p>
<p>8. (鍵、入金鞆の喪失・き損)</p>	<p>8. (鍵、入金鞆の喪失・き損)</p>
<p>投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金鞆正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費、または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。</p>	<p>投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金鞆正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費、または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。</p>
<p>9. (損害の負担等)</p>	<p>9. (損害の負担等)</p>

改定前	改定後
<p>このサービス金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口金庫扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、このサービス金庫について第1条に定める目的によらない利用が行なわれ損害が生じても、当行は責任を負いません。</p> <p>10. (解約等) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当店へ返してください。</p> <p>11. (成年後見人等の届け出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見</p>	<p>サービス金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口金庫扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、サービス金庫について第1条に定める目的によらない利用が行なわれ損害が生じても、当行は責任を負いません。</p> <p>10. (解約等) (1) この契約は、お客さままたは当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当行へ返してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されない場合も同様とします。 (2) お客さまが名称、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず当行所定の方法による届出を怠った場合や、指定預金口座の残高不足等により所定の手数料の引落しができない場合、また、当行の定める各種規定に違反した場合等、当行が解約を必要と認めた場合は、当行はサービス金庫の利用を中止し、また、お客さまに通知することによりこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があった場合は、直ちに前項と同様の手続をしてください。 (3) 次の各号の一にでも該当し、この契約を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を解約することができるものとします。本項にもとづき当行で解約処理をおこなった場合、解約通知は省略します。 ① 申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>11. (成年後見人等の届け出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見</p>

改定前	改定後
<p>監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>12. (譲渡・転貸等の禁止) このサービス金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金扉正鍵についても同様とします。</p> <p>13. (規定の準用) この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。</p>	<p>監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>12. (譲渡・転貸等の禁止) サービス金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口金庫扉鍵（または投入口金庫扉カード）、入金鞆および入金扉正鍵についても同様とします。</p> <p>13. (規定の準用) この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。</p> <p>14. (規定の変更等) (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>

3. 新規制定内容

■継続残高証明書発行規定

<https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=5568>

■定額自動送金規定

<https://www.shizuokabank.co.jp/pdf.php?id=5569>

<本件に関するお問い合わせについて>

お近くの、またはお取引のある静岡銀行の店舗へお問い合わせください。

※店舗・ATMのご案内 _ 静岡銀行 <https://www.shizuokabank.co.jp/atm/>

以上